

2023年5月26日

各位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敏彦
(コード番号 7762 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役 広報IR室担当 古川 敏之
(TEL. 042-468-4934)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、本年4月4日に、当社株主より本年6月開催予定の第138期定時株主総会に関し株主提案を行う旨の書面（以下、「株主提案書」といいます。）を受領していましたが、本日、取締役会において当該株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主1名（議決権の数336個）

2. 株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 定款一部変更の件
- ③ 定款一部変更の件
- ④ 定款一部変更の件
- ⑤ 定款一部変更の件
- ⑥ 定款一部変更の件
- ⑦ 定款一部変更の件
- ⑧ 取締役選任の件
- ⑨ 取締役解任の件
- ⑩ 監査役解任の件

(2) 提案内容及び提案理由

別紙に記載のとおりです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議案1

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

定款第2条に定める目的は、会社が権利を有し、義務を負う範囲を定めるものであり、実際に行っている事業の内容を定めるものではないことから、現時点において事業実態がないことを理由にこれを変更する必要はないと考えております。

目的事項の削除につきましては、今後の経営方針など、事業実態の有無以外にもあらゆる企業価値向上に資する可能性を業務執行の観点から検証し、当該目的事項を削除しても企業価値向上の可能性を阻害しないことを取締役会で判断したうえで、定款変更議案として株主総会にお諮りすべきものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案2

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

定款第6条に定める発行可能株式総数は、増資等により発行する株式数の上限を定めるものです。当社では、資本政策について成長投資と株主還元のバランスを考慮し、株主利益の最大化を目指して取り組んでおり、現時点で発行可能株式総数の変更の必要はないと考えております。

将来的な発行可能株式総数の変更については、中長期的な資本政策を踏まえたうえで、経営戦略との整合性や、企業価値の向上への影響を加味しながら、適切な資金調達の方法や剰余金の処分に関する方針などを考慮し、その必要性があると取締役会で判断した際に、定款変更議案として株主総会にお諮りすべきものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案3

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

子会社のあり方や当社グループをどのように運営していくかは業務執行に関することであり、企業価値向上策としての中期経営計画等との関連を踏まえて当社の取締役会で決定すべきものと考えております。

また、子会社のあり方といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案4

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告において法令に従い適正に開示しており、また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務め、公正かつ透明性をもって審議を行っております。同委員会の勧告を受けて、取締役会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

また、株主総会資料に記載する内容の決定といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案5

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。その一方で、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められております。

当社の取締役会においては、多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に素早く対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、業務執行に関連する議案も多く付議されております。

業界動向や社内事情に詳しい取締役社長が議長を務め、執行サイドとのコミュニケーションを十分とって情報共有を図るとともに、スピード感を持った適切な意思決定を行うことも、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制によって企業価値を向上するために必要であると考えております。そのため、現時点における当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

また、当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案6

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえで、取締役社長及び取締役に關する後継者計画の策定並びに後継者の育成が取締役社長の重要な責務であると捉え、業界動向や社内事情に詳しい取締役社長が指名委員会の委員としてその選定過程に参画することが必要であると考えております。

同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長

を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により代表取締役、取締役社長及び取締役会長（以下「取締役社長等」といいます。）を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

そして、同委員会における決議については、指名委員会規程により特別の利害関係を有する者の関与を排除することとしておりますので、取締役社長等は、自らの選定・解職に関する決議においてその議決権を行使できないこととしております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案 7

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

株主様にお送りする株主総会資料につきましては、株主様に議案をご検討いただくにあたって必要なものとして記載が義務付けられている情報だけでなく、株主様に議案をご検討いただくにあたって参考となる情報につきましても任意で記載しております。

このうち、株主様に議案をご検討いただくにあたって参考となる情報として記載する内容については、株主総会に上程する議案の内容などにより都度決定すべきものであり、取締役会において適時に決定することが適切であると考えております。

また、株主総会資料に記載する内容の決定といった個別具体的な業務執行の詳細にわたる事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案 8

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

会社提案の第2号議案でお示した取締役会の体制は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務める指名委員会の答申に基づくものであります。また、現中期経営計画の遂行及び長期的な経営方針の実現に向けて必要なスキルを踏まえて、最適な人員の選出を行っております。

したがいまして、現時点においては、企業価値の最大化とコーポレート・ガバナンスの実効性確保に向けた最適な体制であると考えております。

なお、候補者向島克敏氏からは、本株主提案により選任された場合、就任を辞退する旨の意向を伺っております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案 9

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

会社提案の第2号議案の候補者欄に記載した表には、取締役窪木登志子氏の略歴等のうち、会社

等の役員以外のものも含んでおりますが、それらについては弁護士としての本来の業務の範囲内であり、その幅広い経験を当社の経営のチェックや監督機能に活かしていただけると考えております。

また、同氏は、取締役会、指名委員会及び報酬委員会において、主に弁護士としての専門的見地及び社外取締役としての経験に基づいた発言等を通じて、当社の経営のチェックや監督機能を担うことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

そして、会社提案の第2号議案でお示した取締役会の体制は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務める指名委員会の答申に基づくものであり、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

議案 10

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

常勤監査役である赤塚昇氏は、取締役会を含めた重要な意思決定会議に出席し、必要に応じた意見の陳述を行うほか、付議事項や報告事項の妥当性・手続きの適法性を監査しております。

加えて経験豊富な経営者としての見地から、経済・金融情勢、財務・経理面に関わる発言などを行っております。

また、日常の監査活動においては当社の内部統制システムの運用状況の把握を行い、取締役の職務執行を監査し、グループを含めた内部監査体制の拡充に対する必要な助言を行っております。

そして、同氏には引き続き当社グループの企業価値向上への役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本提案に反対いたします。

以 上

(別紙)

※ 以下の提案内容及び提案理由は、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

議案1 定款一部変更の件

提案内容

「旅行業法による基づく旅行業」、「損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務」を当社事業目的から削除する。

提案理由

事業実態がなく、中長期的にも当社事業目的として不要と判断したため。

議案2 定款一部変更の件

提案内容

発行可能株式総数を8億8千200万株とする。

提案理由

現在の発行可能株式総数は9億5975万2000株であり、発行済株式数2億9千400万株の3.26倍で一株価値の大幅な希釈化懸念がある。少なくとも発行済株式数の3.0~2.0倍以下が適正水準であり、8億8千200万株がその最大値と判断したため。

議案3 定款一部変更の件

提案内容

当社は高級腕時計、宝石、貴金属およびその装飾品の販売を営む、シチズン東京株式会社（英文表示：Citizen Tokyo Co., Ltd.）と称する連結子会社を所有する。

提案理由

当社の本店は西東京市にあり、“東京”という世界有数の都市ブランドを有している。その東京ブランドをフルに活用することにより、高価格帯商品の拡大を中長期的に達成する道筋を示すことで、PER（株価／一株当たりの予想純利益）とPBR（株価／一株当たり純資産）を引き上げ、持続的成長を可能にさせるため。

例えば、中価格帯の女性用腕時計 x C（クロスシー）やユニセクシャルな時計（XX）をダイヤや18Kを使用、装飾し高価格帯にする場合、中価格帯はCITIZEN/x C、高価格帯はx C/Tokyo-collection、XX/Tokyo（ツインクロス東京）等々、様々な選択肢が広がる。

議案4 定款一部変更の件

提案内容

取締役報酬は個別に開示する。

提案理由

個別の取締役報酬の開示は経営の透明性を高める観点から重要事項であり、かつ、株主が取締役個別の選任、解任の議決権行使をする際の判断材料であるため。当社は日本経済を代表する指数、日経平均（225社）の採用銘柄であり、より透明性の高いガバナンスが求められる。したがって、取締役報酬に関する会社法361条7項に基づいて、より透明性が高く、株主にとっても分かりやすい個人別役員報酬そのものの開示に踏み切るべきである。

議案5 定款一部変更の件

提案内容

取締役会は最高経営責任者と取締役会議長の兼任を禁止し、社外取締役を議長とする。

提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や株主権利保護と

いった観点から企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より公正な取締役会決議を行えるため。付け加えれば、社外取締役を取締役会議長とすることで、取締役会と経営執行部との間に適切な緊張関係が生じ、社内外の取締役および監査役等の取締役会出席者個人に自由で責任ある発言が活発化し、より適正な取締役会運営が可能になるため。

議案6 定款一部変更の件

提案内容

最高経営責任者と指名委員会委員の兼任を禁止する。

提案理由

最高経営責任者の指名を提案・答申する指名委員会委員が最高経営責任者であることに、論理矛盾があるため。

議案7 定款一部変更の件

提案内容

定時株主総会参考書類の各執行役員記載欄に生年月日、当社入社年月および直近三か年の主要な実績を記載し、情報開示する。

提案理由

経営執行部の透明性を高めるためと、社内出身者の取締役選任の株主提案をする際の判断材料とするため。

議案8 取締役選任の件

提案内容

向島克敏氏の取締役選任を求める。

提案理由

- ① 136期新型コロナウイルス感染症等で、時計、工作機械、デバイス各事業が赤字転落または大幅減益の中、向島氏が責任者である電子機器事業他のみが増益を確保し、同氏に実務的経営能力があると判断したため。
- ② 向島氏が実務的な特許15件の発明者であり技術見識が高いと判断したため。実務的な特許とは、例えばカレンダー付腕時計で長針がカレンダー部に重なり日付や曜日が視認できないことがあるが、そんな時にリスト動作で長針をずらし日付や曜日を即座に確認できるようにする時計システムや構造を提供するような特許である。

*判断した資料出所：第136期～137期定時株主総会参考書類、当社ホームページおよびJ-GLOBAL 科学技術総合リンクセンター開示内容。

議案9 取締役解任の件

提案内容

窪木登志子氏の取締役解任を求める。

提案理由

- ① 窪木氏の兼職数が当社を含めて7個もあり、当社取締役として十分に能力を発揮できないと判断したため。
- ② 当社、社外役員5名中、窪木氏を含めて2名が弁護士で人材属性の偏在があるため。
- ③ 窪木氏は取締役を監督する監査役を務めたのち、間を置かず、監査役に監督を受ける取締役に就任しており、かつ既に通算ほぼ7年当社社外役員として務めているため。なお、同氏は133期取締役会を17回中3回、監査役会を13回中2回欠席している。また、136期取締役会を17回中1回欠席している。

*判断した資料出所：第131～137期定時株主総会参考書類開示内容。

議案 10 監査役解任の件

提案内容

赤塚昇氏の監査役解任を求める。

提案理由

- ① 赤塚氏は毎年当社が借入をしている主要取引銀行の出身者であり（137 期末は当社が 138 億円を借入）、利害関係があり当社社外監査役としての独立性が全く期待できないため。また提案者の知る限り少なくともほぼ 17 年赤塚氏を含め、歴代社外監査役は当主要取引銀行出身者が連綿と切れ目なく続いており、「当銀行出身者の指定席化」しているため。
- ② 赤塚氏は既に通算ほぼ 5 年社外監査役を務めており、任期満了まで務めると 8 年の長期に及ぶため。なお、同氏は 135 期取締役会および監査役会を、それぞれ 1 回欠席している。

*判断した資料出所：第 121～137 期定時株主総会参考書類開示内容。